

年 組

保護者様

練馬区立

中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。 ※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者が記入のうえ、学校に提出してください。

種別		学校感染症と出席停止の基準	
		病名	出席停止の期間
第一種		鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで（病気がなおるまで）
第二種		インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで
		百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	熱が下がってから3日経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふく）	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなったあと2日経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで）
		結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種		腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		コレラ ・ 細菌性赤痢	
		溶連菌感染症	
		ウイルス性肝炎	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
		マイコプラズマ感染症	
		感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	
		その他（ ）	

ただし、病状により園医その他医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。
（新型コロナウイルス感染症を除く）

キ リ ト リ

登 校 届

令和 年 月 日

学 校 長 様

病 名 _____ 病（医）院名 _____

上記の疾病について、____月 ____日 からの加療の結果、医師より登校許可の診断が出されたので ____月 ____日 から登校いたします。

____年 組 _____ 生徒名 _____

※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。 _____ 保護者名 _____